

高度化事業には、“不可能を可能にするツール群”として、税の特例や市街化調整区域の開発許可など各種優遇措置があります。

市街化調整区域の開発も視野に！

都市計画そのほか市街地整備の見地から適当と認められる場合には、市街化調整区域の開発も視野に入れることができます。(都市計画法第34条)農地転用も可能です。

事業所税が非課税！

東京都23区や政令指定都市および人口30万人以上の政令で指定された市などで義務付けられている事業所税が非課税となります。(地方税法第701条の34)

固定資産税の課税標準額が1/2！

高度化事業の貸付を受けて取得した、組合員が共同で利用する機械や装置に関しては、その取得価格が1台あたり330万円以上、総取得価格500万円以上の場合、3年間固定資産税の課税標準額が2分の1になります。(地方税法第349条の3)

高度化事業を実施した組合および組合員の皆さまは、このような効果を実感しています

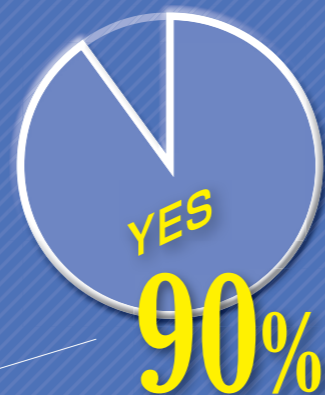
事業を実施して良かったと回答した組合の割合^{※1}



事業を実施して良かったと回答した組合員の割合^{※1}



立地環境改善・従業員確保の目的を達成したか^{※2}



※1 高度化事業を実施した組合等258先および組合員1159先を対象に行なったアンケート調査の結果
※2 高度化事業を実施した74工場団地と26卸団地の組合員1592先を対象に行なったアンケート調査の結果

高度化事業の概要 平成30年度版

事業者のさまざまな設備投資に使える

高度化事業の活用術



中小機構 高度化事業部
高度化事業企画課

TEL:03-5470-1528(直通)

E-mail: kodoka00@smrj.go.jp

事業者が目指す夢の実現を、都道府県と中小機構がサポートします



高度化事業の メリット

高度化事業は、都道府県と中小機構が
資金融資・アドバイスという両面から、
中小企業者をサポートする事業です。

貸付条件の優遇された融資

「長期」「低利」の固定利率で貸付を受けられます。*事業メニューによっては「無利子」もあります。

専門的な立場からの 診断助言の実施

事業計画の作成段階から貸付後の経営アドバイスまで、中小企業診断士等によるサポートが無料で受けられます。

市街化調整区域の開発許可

高度化事業計画として認定されると市街化調整区域への開発許可に基づき貸付対象施設を設置することが可能となります。農地転用も可能です。

——ともに考える地域の未来

人手不足や新たな事業に対応

- 最先端設備の導入や業務の自動化で人手不足を解消したい
- 企業合併・業務提携で事業承継や後継者問題を解消したい
- コスト削減のために仲間の企業と共同で利用する物流拠点を作りたい



経営の効率化を目的に最先端設備を導入したり、共同利用施設を建てたりするのは高度化事業のオーソドックスな活用方法です。

また、特別な法律^{※1}の承認や認定を受ければ、合併や出資会社の新設にも使えるため、後継者対策としても有効です。

※1 中小企業等経営強化法や流通業務総合効率化法など



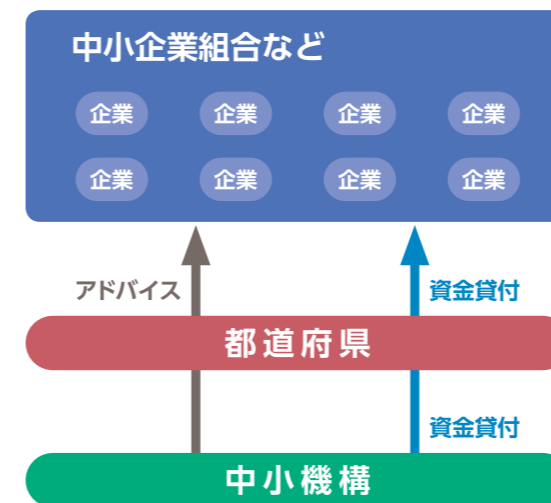
**IoTやAI等
最新設備の
導入に!**



**合併で
後継者問題も
解消!**

高度化事業のスキームイメージ

高度化事業は、基本的に中小企業単体を支援するものではなく、同じ目的をもつ企業同士で組織する中小企業組合等のグループを支援する事業です。



貸付条件

●長期かつ低金利の貸付条件

貸付期間	最長20年以内(うち据置期間3年以内)
貸付利率	0.45% (H31年度貸付決定分に適用される利率。貸付期間中は固定。利率は毎年見直し) <small>※特別な法律の認定に基づく事業計画、災害復旧に係る貸付等の場合は、無利子になる場合あり</small>
貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%まで
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備(いずれも資産計上されるもの)
貸付対象者	中小企業組合など(高度化事業の種類毎に規定)
担保・保証	都道府県の規則に基づく

自己資金 20% 貸付額=貸付対象事業費の80%

高度化事業事前準備の4ステップ

- step 1 経営課題の再確認
- step 2 目的や方針の決定
- step 3 事業構想を練る
- step 4 都道府県窓口
に相談

事業計画の策定など、事業構想の実現に向けて本格スタート!

※なお、都道府県の予算据置や診断等のスケジュールの関係上、貸付決定までに相応の時間を要します。詳細は各都道府県窓口にお問い合わせください。